

## ◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二八年一月二四日法律第八〇号)

### 一、提案理由 (平成二八年一月二日・衆議院内閣委員会)

○山本 (幸) 国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、人事院から、一般職の職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告及び意見の申し出どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を年間〇・一月分引き上げること等としております。

第二に、扶養手当について、配偶者に係る扶養手当の月額を六千五百円に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を一万円に引き上げること等としております。

第三に、専門スタッフ職俸給表に四級を新設することとしております。

第四に、介護休業を請求できる期間を三回まで分割可能とすること、連続する三年の期間内に、一日につき二時間以下で勤務しないことを承認できる介護時間を新設すること、育児休業等の対象となる子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子等にも拡大することとしております。また、一般職の国家公務員である行政執行法人の職員についても、これに準じ、介護休業を請求できる期間を三回まで分割可能とする等の措置を行うこととしております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置等について規定しております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (平成二八年一月八日)

○秋元司君 ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告及び意見の申し出に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、扶養手当及び勤勉手当等の額の改定、専門スタッフ職俸給表四級の新設、育児休業等の対象となる子

の範囲の拡大並びに介護休暇の分割取得を可能とすること等の改正を行うものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る十一月一日本委員会に付託され、翌二日、山本国務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。

質疑終了後、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、民進党・無所属クラブから、専門スタッフ職俸給表四級を新設する改正規定の削除等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告（平成二八年一一月一六日）

○難波奨二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十八年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新設される専門スタッフ職四級の適正な運用の確保、国家公務員の人事評価制度の在り方、国の非常勤職員等の処遇を改善する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より両法律案に反対、日本維新の会の清水委員より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。